

電子提供措置の開始日 2024年5月30日

株 主 各 位

定時株主総会

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

第21期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

■ 事業報告

6. 業務の適正を確保するための

体制及び当該体制の運用状況…… 1 頁

■ 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書…………… 9 頁

連結注記表…………… 10頁

■ 計算書類

株主資本等変動計算書…………… 26頁

個別注記表…………… 27頁

三井住友建設株式会社

■事業報告

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- (1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る当社グループの業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムに係る基本方針」を多年度に亘る継続的取組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。

2023年4月21日に取締役会にて決議された「内部統制システムに係る2023年度基本方針」は、以下のとおりであります。

【基本方針Ⅰ】

当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスの更なる意識向上と、より高い企業倫理を確立するため、関係会社を含めた役員、社員（出向受入・派遣社員等を含む。）に対し、談合問題などをはじめ、社内外のリスク事例をもとに、独占禁止法、建設業法、働き方改革関連法など、業務に関係する法令、規則や社会的規範等の遵守教育を継続的に実施する。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する基本的計画及び方針」に基づく、内部統制システムを運用する。
- ・牽制と自浄の機能による、より高い企業倫理の確立と経営の透明性、リスク事象への迅速かつ適切な対応を図るため、当社及び関係会社の役職員に対し、「iメッセージ」（内部通報制度及びハラスメント相談窓口制度の総称）に関する正しい理解を深めるための周知教育を継続する。また、同制度の信頼と実効性をより高めるための運用を徹底する。
- ・内部統制、リスク・危機管理の更なる意識向上と定着を図るため、監査部は、内部統制システムの運用状況を監査するとともに、モニタリング体制及び同システムに係る基本方針に定める個々の手続きの有効性を検証・評価し、必要に応じて、その改善を本店主管部署に促す。本店主管部署は、各種監査等の指摘やリスク顕在化事象の再発防止策に対する指導と水平展開、モニタリングを確実に行之、監査部と連携してその有効性を確認する。（以下の基本方針Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤの各項目についても同様に行う。）
- ・内部統制システムに係る基本方針に基づく活動の進捗状況（リスク事象の顕在化に係る個別事象の報告を含む。）については、担当取締役が取締役会へ定期的に報告する。（以下の基本方針Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤの各項目についても同様に行う。）

【基本方針Ⅱ】

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る文書については、法令に別段の定めがない限り、「文書管理規則」に則り、関連資料とともに、所管部署が適正に保存・管理を行い、取締役及び監査役からの閲覧要請に対応する。
- ・「情報セキュリティ基本方針」に基づく情報セキュリティに関する規定（ISMSマニュアル等）、IT環境の改善等により、当社及び関係会社の保有する情報の保護・共有・活用の促進が可能な体制を整備する。また、関係会社を含めた役員・社員（出向受入・派遣社員等を含む。）に対し、情報セキュリティの重要性を認識させるための施策を実施するとともに、情報の流出防止に向けて、管理体制の強化を図る。

【基本方針Ⅲ】

当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規則」に基づくリスク管理体制の構築・運用とその改善を継続することによりリスク管理の実効性を高め、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのあるリスクの低減及び顕在化防止を徹底する。
- ・全社的な取組みによる働き方改革の実現に向けて意識改革と業務改革を推進し、「時短プログラム」をはじめとした諸施策を着実に実行する。また、これらの改革、諸施策の実施に当たっては、役職員の十二分な理解のもとで行い、モニタリング、改善指導を通じて、その実効性を高め、長時間労働の削減に繋げる。
- ・当社の事業遂行にあたって潜在する重大なリスクを案件毎に前倒しで精査・対処し、リスクの顕在化防止を徹底するとともに、情報の共有と確実・迅速な伝達により顕在化した事象に即応できる体制を強化する。
- ・人的・物的損害あるいは社会的信用の失墜等により、当社の経営または事業活動に重大な影響を与える、または与える可能性のあるリスクの顕在化に対応するため、「危機管理規則」に基づき、適切に展開する。
- ・大規模災害や感染症等の発生に対応し、損失の軽減を図るため、事業継続に係る体制を整備する。また、これらの事象発生への対応のため、事業継続体制の実効性の継続的な検証・見直しを適時行う。

【基本方針Ⅳ】

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会の意思決定機能及び業務執行監督機能と執行役員の業務執行機能を明確に区分することで、経営効率の向上と業務執行の権限と責任を明確化する。また、取締役会において、各取締役が管掌する業務の執行状況を定期的に報告する。
- ・主要な執行役員等で経営会議を組成し、当社及び当社グループの業務執行に関する重要な経営課題について多面的かつ効率的な検討と意思決定の迅速化を図る。
- ・年度経営計画については、責任者である執行役員等及び支店長で構成する拡大経営会議のほか、取締役会、経営会議等において定期的に進捗状況を把握し、計画の実効性向上を図る。

【基本方針Ⅴ】

当社及びその子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・関係会社所管部署（国内：関連事業部、海外：国際支店）は、各関係会社の実情に即した適切なガバナンス体制、内部統制やリスク管理体制の整備を進めるとともに、モニタリングによる有効性の確認を通じて、当社のグループ統制の強化と実効性のある内部統制システムの構築・運用を図る。
- ・関係会社社長等による職務執行の状況報告等の機会を定期的に設け、当該状況報告等を通じて、各社の年度経営計画の進捗状況をモニタリングし、各社の計画達成について支援・指導を行う。
- ・当社グループにおける内部統制、リスク・危機管理の更なる意識向上と定着を図るため、監査部は、各社の実情に即した内部統制システムの構築・運用状況を監査するとともに、その有効性を検証・評価し、必要に応じてその改善を関係会社所管部署に促す。関係会社所管部署は、各種監査等の指摘やリスク顕在化事象の再発防止策に対する指導と水平展開、モニタリングを確実に行之、監査部と連携して有効性を確認する。

【基本方針Ⅵ】

当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役直属の組織である監査役室を設置し、監査役の職務を補助する専属の使用人（以下、「補助使用人」という。）2名を配置する。
- ・ 監査役室に属する補助使用人に対する指揮命令権は監査役のみが有し、補助使用人は全ての取締役からの独立性が保障され、人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては、常勤監査役の事前同意を要する。
- ・ 補助使用人には、監査役の指示に基づき監査役監査遂行上必要な情報を社内各部署及び関係会社から収集する権限を付与する。

【基本方針Ⅶ】

当社の監査役への報告に関する体制及び報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 代表取締役及びその他の取締役等（含む、各本部長、担当役員）は、監査役が出席する会議、閲覧する資料及び監査役に定期的あるいは臨時的かつ速やかに報告すべき事項を具体的に定め、管下の社内各部署の長に対し周知徹底する。
- ・ 当社の取締役及び使用人、ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人（以下、「関係人等」という。）は、当社及び関係会社の業務、または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告を行う。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて関係人等に対して報告を求めることができる。なお、これらの報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことはない。
- ・ 内部通報等コンプライアンスに抵触するおそれのある通報、情報については入手後、速やかに監査役に報告する。また、危機管理規則に基づく危機レベル2以上に該当する事案が発生した場合には、遅滞なく監査役に報告する。

【基本方針Ⅷ】

当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払等の手続き・処理等に関する事項

- ・ 監査役は、監査の実施のために社外の専門家に助言を求め、または調査の実施等を自由に委託することができ、それに伴い生じる前払いを含む費用の発生について、会社はこれらが当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

【基本方針Ⅸ】

当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役監査の重要性と有用性に対する、代表取締役及びその他の取締役等（含む、各本部長、担当役員）の更なる理解促進により、その実効性の維持・向上を図る。
- ・ 代表取締役との定期的意見交換会を開催し、監査役との相互認識を深める。
- ・ 監査役が会計監査人、内部監査部門及び社外取締役と定期的に情報交換を行い、連携することにより、監査の実効性を高める。
- ・ 監査役監査の実効性を高めるためのIT環境の整備に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会にて決議された「内部統制システムに係る2023年度基本方針」（以下、「本基本方針」といいます。）につきましては、四半期毎に内部統制委員会を開催し、その進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況ならびに必要な応じて講じられた再発防止策への取組状況を報告し、運用状況についてモニタリングを行っております。そして、その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。以上のことから、本基本方針における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。本基本方針の主な運用状況は以下のとおりであります。

【職務の執行が法令・定款に適合する体制の確保に関する事項】（基本方針Ⅰ）

- ①職場において企業倫理とコンプライアンスの更なる意識向上を図るため、具体的事例を交えて、「建設業法」をはじめとする法令遵守教育、談合行為を完全排除・禁止するために制定した「談合排除プログラム」の周知教育を継続して実施したほか、法令・諸規則の理解・習得に止まることなく、誇りある行動や正しいことを自らが主体的に行っていくことのできるマインドを醸成する教育の取組みを推進しております。また、支店においては、管轄する作業所を対象とした「建設業法パトロール」を継続して実施し、建設業法遵守状況の確認や指導を行うとともに、当該パトロールの結果や課題等について、全社で情報を共有し、継続的な改善を図っております。

- ②経営の透明性を高め、リスク事象への迅速かつ適切な対応を図るため、「iメッセージ」（三井住友建設グループ共通の内部通報制度及びハラスメント相談窓口制度の総称）を運用し、通報・相談があった都度、代表取締役及び監査役へ報告し、通報・相談事案の迅速かつ適切な調査・対応に努め、四半期毎の内部統制委員会への本基本方針進捗状況報告の中で、その経過について報告しております。
- ③財務報告に係る内部統制評価につきましては、年間計画に基づき、評価対象範囲を選定し、整備・運用状況を評価しております。2023年度は開示すべき重要な不備に該当する指摘はありませんでした。
- ④年間監査計画に基づき内部監査部門（監査部）による監査を国内外関係会社を含めて実施し、監査結果については監査部長から取締役会、監査役会及び経営会議へ定期的に直接報告しております。（以下の基本方針Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤの各項目についても同様に報告・共有しております。）

【情報の保存及び管理に関する事項】（基本方針Ⅱ）

- ①取締役の職務執行に係る文書につきましては、「文書管理規則」に基づいて適切な管理を実施しております。
- ②近年多様化するサイバー攻撃や不正アクセスなどによる情報漏えいの防止に向けて、外部からの不正アクセスまたはコンピュータウイルス等から保護する仕組みを導入するとともに、さまざまな具体的事例の周知や情報資産管理などについての教育を実施し、情報セキュリティの強化に継続して取り組んでおります。また、サプライチェーンの情報セキュリティ体制についても、現状把握を進めております。

【リスク管理に関する事項】（基本方針Ⅲ）

- ①リスクに対応する主体（第1ライン）、リスク対応主体を支援・監督する個別リスクの主管部署（第2ライン）、客観的立場からリスクマネジメント体制を支援・監督する部署（第3ライン）の3ラインをリスクマネジメントの基本体制とし、半期毎に各部署においてリスクアセスメントを実施し、主要リスク課題の抽出、対応計画の策定と実行状況のモニタリングを行い、その結果を内部統制委員会に報告するとともにリスク顕在化の未然防止に努めております。内部統制委員会には監査役も陪席し情報の共有を図っております。

- ②国内大型建築工事において前事業年度も多額の追加損失を計上する事態となったことを踏まえて、受注前の審査を厳格にするための体制の強化、受注後における作業所支援体制強化及びフロントローディング体制構築による工事リスクの早期把握と施工計画への反映等に加えて、今後の建築工事の利益向上及び安定した利益を継続的に創出するための施策を強力に推し進めております。
- ③2024年度より適用となる建設業における時間外労働の上限規制を見据え、全社横断的なワーキンググループを組成して、「時短プログラム」やICTツールの展開・活用による諸施策（適切な労働時間管理、労務管理教育、時短・人事制度、業務改革、在宅勤務等）を実施し、社内の体制整備と社員の意識改革を進めることで、時間外労働のより一層の削減を図り、働き方改革の推進に取り組んでおります。

【取締役の職務の執行に関する事項】（基本方針Ⅳ）

- ①取締役会を原則毎月1回（2023年度は19回、※書面決議を含まない。）開催し、取締役の職務の執行状況について定期的に報告しております。社外取締役5名の取締役会への出席は、各々以下のとおりです。
- ・ 笹本社外取締役（2023年6月重任）：19回中18回（94.7%）
 - ・ 杉江社外取締役（2023年6月重任）：19回中18回（94.7%）
 - ・ 細川社外取締役（2023年6月重任）：19回中19回（100%）
 - ・ 川田社外取締役（2023年6月重任）：19回中18回（94.7%）
 - ・ 内野社外取締役（2023年6月新任）：15回中14回（93.3%）
- ②取締役が業務執行を効率的に行うため、取締役会規則の改定及び業務決裁基準の見直しを行い、経営会議の機能強化を図るほか、取締役会直轄の取締役会事務局を設置し、社外取締役に対して、当該部署が職務執行に資する情報等を適時提供する体制の整備に努めております。

【当社グループに関する事項】（基本方針Ⅴ）

- ①関係会社につきましては、グループ統制の重要性に鑑み、適正な管理の徹底を図るために、内部監査や業務の検証、業務運営の中で見出された不備に対し、「関係会社管理規則」をはじめ、各社規則や基準、運用等について、見直しを実施し、継続的な改善を図っております。また、所管部署を中心にその効果や運用状況をモニタリングし、適正管理に努めるとともに、国内外の全関係会社の社長等から定期的に経営状況の報告を受け、職務の執行に係る状況を定期的に確認しております。
- ②毎年、継続的に全ての関係会社の社長・総務部長等を対象にコンプライアンス教育を実施し、教育内容の各社内への周知・展開を指導し、企業倫理とコンプライアンスの理解・浸透を図っております。また、関係会社の業種に応じて制定した「談合排除プログラム」や「独占禁止法遵守プログラム」の各社内での周知教育、役職員からの誓約書取付けを指導しております。

【監査役に関する事項】（基本方針Ⅵ～Ⅸ）

- ①取締役ならびに主要な組織の長、子会社の取締役等は、監査役に適宜業務執行状況を報告しております。
- ②監査役は、経営会議をはじめとする重要な会議や各種委員会への出席、決裁書や会議資料・議事録等の閲覧を通じて、その業務執行についてきめ細かく監視・検証しております。
- ③監査役会及び監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しており、円滑な監査役活動を支援しております。監査役の補助使用人は、会社法施行規則及び本基本方針Ⅵに基づき、その独立性が保障されております。

以上の運用状況を踏まえ、2024年4月19日の取締役会にて「内部統制システムに係る2024年度基本方針」を決議しております。2024年度において、三井住友建設グループが注力する実施事項は以下のとおりです。

- ①コンプライアンス経営の推進と「i-メッセージ」の信頼性・実効性の向上
- ②受注審査の厳格運用、工事の進捗管理と下振れ防止の徹底
- ③時間外労働の削減、人材の確保
- ④情報管理施策の運用強化
- ⑤関係会社の内部統制強化
- ⑥海外事業におけるリスク管理の運用強化

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年 4 月 1 日)
(至 2024年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	12,003	641	56,886	△3,782	65,748
当 期 変 動 額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△18			△18
剰 余 金 の 配 当			△2,190		△2,190
親会社株主に帰属する当期純利益			4,006		4,006
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		△54		136	81
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△72	1,815	134	1,877
当 期 末 残 高	12,003	568	58,701	△3,647	67,626

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主 持 分	純資産 合 計
	そ の 他 有価証券評価 差 額 金	繰 上 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△2,180	△40	70	799	△778	△2,130	7,519	71,137
当 期 変 動 額								
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△18
剰 余 金 の 配 当								△2,190
親会社株主に帰属する当期純利益								4,006
自 己 株 式 の 取 得								△1
自 己 株 式 の 処 分								81
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	2,799	38	0	1,286	167	4,291	△141	4,150
当 期 変 動 額 合 計	2,799	38	0	1,286	167	4,291	△141	6,027
当 期 末 残 高	618	△1	70	2,085	△611	2,161	7,377	77,165

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1) 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 22社

主要な連結子会社の名称

三井住建道路(株)、三井住友建設鉄構エンジニアリング(株)、ドーピー建設工業(株)、(株)SMC R、
SMCCコンストラクションインド、Antara Koh Private Limited、SMCCフィリピンズ、
SMCCオーバースーパースィンガポール、SMCCタイランド

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

SMCコスモソリューションズ(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2) 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当ありません。

なお、吉井企画(株)は、2023年10月23日に破産手続開始が決定し、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えていないと認められるため、持分法適用会社から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

SMCコスモソリューションズ(株)

(関連会社)

ファイベックス(株)

持分法を適用していない理由

持分法を適用しない非連結子会社（1社）及び関連会社（7社）は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3) 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法

販売用不動産……………個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

材料貯蔵品……………主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産・投資不動産……………主として定率法

（リース資産を除く）

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用）

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

在外連結子会社については見積耐用年数に基づく定率法又は定額法によっております。

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用）

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金……………完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の売上高（完成工事高）に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

③ 工事損失引当金……………当連結会計年度末手持ち工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

- ④ 偶発損失引当金……………当社施工の横浜市所在マンションの杭工事不具合に対し、工事請負契約における瑕疵担保責任に基づき元請業者として負担すべき費用について合理的に算定し、必要と判断した金額を計上しております。
- ⑤ 株式報酬引当金……………当社連結子会社において、株式交付規程に基づく役員等への株式の給付等に備えて当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。
- ② 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当社及び連結子会社は、土木工事及び建築工事を主な事業の内容としており、国内及び海外の顧客に対して、工事の設計、施工並びにこれらに関係する事業を行っております。
土木工事及び建築工事においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、工事の完成・引渡しを履行義務と識別しており、履行義務の充足時点については一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、契約の初期段階にあるものを除き、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として11年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ④ のれんの償却方法及び償却期間
のれんは原則として、発生年度以降20年以内で、その効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。
- ⑤ 建設工事の共同企業体（JV）に係る会計処理の方法
主として構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外費用」の「訴訟関連費用」については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

1) 偶発損失引当金

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

偶発損失引当金

2,159百万円

(2)会計上の見積りの内容に関する情報

当社施工の横浜市所在マンションの杭工事不具合に対し、工事請負契約における瑕疵担保責任に基づき元請業者として負担すべき費用について合理的に算定し、必要と判断した金額を計上しております。なお、2017年11月28日付にて、本件マンションの発注者の1社である三井不動産レジデンシャル株式会社（以下、「レジデンシャル社」といいます。）が提起した、本件マンション全棟の建替え費用等の合計約459億円（その後2018年7月11日付にて約510億円に増額、2022年9月30日付にて約510億円から約506億円に減額）を当社並びに杭施工会社2社に対し求償する訴訟については、レジデンシャル社の請求は、根拠、理由を欠くものであると考えており、引き続き裁判において、当社の主張を適切に展開してまいります。本裁判の結果次第では、負担費用の見積りの見直しにより、当社グループの業績を変動させる可能性があります。

2) 工事契約等における収益認識

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約等の売上高

423,455百万円

(2)会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約等において、一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識する方法により完成工事高を計上しております。

計上にあたっては、工事収益総額及び工事原価総額を合理的に見積る必要があります。発注者との交渉の状況によって工事収益総額が変動した場合や、想定していなかった原価の発生等により工事原価総額が変動した場合は、完成工事高及び完成工事原価が影響を受け、当社グループの業績を変動させる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 借入金等に対する担保に供している資産

建物・構築物	1,601百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	87
土地	5,853
投資有価証券	10
計	<u>7,553</u>

(注) 上記の担保に供している資産の他、連結計算書類上相殺消去されている関係会社株式（子会社株式）358百万円を担保に供しております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	12百万円
長期借入金	30
計	<u>43</u>

(3) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金等として担保に供している資産

投資その他の資産「その他」	10百万円
計	<u>10</u>

2) 有形固定資産の減価償却累計額 43,633百万円

3) 保証債務

(株)堺スクールランチパートナーズ（注1）	819百万円
(株)SOYOKAZE（注2）	379
幌延ジオフロンティア第3期PFI(株)（注1）	96
計	<u>1,295</u>

(注1) 当社の関連会社である(株)堺スクールランチパートナーズ（特別目的会社）、及び幌延ジオフロンティア第3期PFI(株)（特別目的会社）は、それぞれ保証機関と履行保証保険契約を締結しており、当該契約に基づき求償請求された場合に負担する求償債務に対して当社が連帯保証を行っています。

(注2) (株)アメニティーライフは、2023年10月1日付で(株)SOYOKAZEを存続会社とする吸収合併により消滅し、当社は(株)SOYOKAZEの入居一時金返還債務に対して保証を行っています。

4) 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

受取手形割引高 79百万円

5) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、連結会計年度の末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	63百万円
電子記録債権	54
支払手形	1
電子記録債務	90

6) 土地の再評価

連結子会社において、「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日改正）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日 2001年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と土地再評価法に基づく再評価後の帳簿価額との差額
△683百万円

7) 未成工事支出金及び工事損失引当金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額

1百万円

8) 財務制限条項

(1) 当社は、2016年3月31日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行（その後2023年5月25日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行に変更）によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2016年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2014年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

但し、当該純資産の判定においては、2016年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び費用の影響は控除して純資産を計算するものとする。

なお、コミットメントライン契約の契約極度額は15,000百万円（前連結会計年度は20,000百万円）であり、当連結会計年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

- (2) 当社は、2018年3月30日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行（その後2024年3月26日付で既存取引行6行に変更）によるコミット型シンジケートローン契約を締結しております。なお、2023年10月20日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

2027年3月期末日：75,819百万円

2028年3月期末日：81,561百万円

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入限度額は9,000百万円（前連結会計年度は10,000百万円）であり、当連結会計年度末においては、本契約に基づく借入実行残高は長期借入金9,000百万円であります。

- (3) 当社は、2019年12月26日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行10行によるコミット型シンジケートローン契約を締結しております。なお、2023年10月20日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

2027年3月期末日：75,819百万円

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入限度額は10,000百万円であり、当連結会計年度末においては、本契約に基づく借入実行残高は長期借入金10,000百万円であります。

- (4) 当社は、2020年6月25日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、取引行25行のジェネラルシンジケーション方式によるコミット型シンジケートローン契約を締結しております。なお、2023年10月20日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、66,226百万円以上に維持すること。

但し、本項での2024年3月期末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2024年3月期末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入限度額は15,000百万円であり、当連結会計年度末においては、本契約に基づく借入実行残高は1年以内返済予定の長期借入金15,000百万円であります。

- (5) 当社は、2020年9月29日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行によるシンジケートローン契約を締結しております。なお、2023年10月20日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及び2025年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）265百万円であります。

- (6) 当社は、2021年3月29日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるシンジケートローン契約を締結しております。なお、2023年10月20日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金10,000百万円であります。

- (7) 当社は、2022年3月28日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行8行によるシンジケートローン契約を締結しております。なお、2023年10月20日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

2027年3月期末日：75,819百万円

2028年3月期末日：81,561百万円

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）10,000百万円であります。

- (8) 当社は、2022年3月28日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行によるコミット型シンジケートローン契約を締結しております。なお、2023年10月20日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入限度額は7,000百万円であり、当連結会計年度末においては、本契約に基づく借入実行残高は長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）5,600百万円であります。

(9) 当社は、2022年5月24日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、2023年9月26日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2023年3月期第2四半期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2022年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

但し、本号での純資産の判定においては、2016年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び損失の影響は控除して純資産を計算する。

- ② 2024年3月期末日及びそれ以降に到来する各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本号での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年9月26日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

2027年3月期末日：75,819百万円

2028年3月期末日：81,561百万円

なお、コミットメントライン契約の契約極度額は27,200百万円（前連結会計年度は30,000百万円）であり、当連結会計年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

(10) 当社は、2022年6月27日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、2023年9月26日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2023年3月期第2四半期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2022年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

但し、本号での純資産の判定においては、2016年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び損失の影響は控除して純資産を計算する。

- ② 2024年3月期末日及びそれ以降に到来する各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本号での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年9月26日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

2027年3月期末日：75,819百万円

2028年3月期末日：81,561百万円

なお、コミットメントライン契約の契約極度額は20,000百万円であり、当連結会計年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

(11) 当社は、2022年9月27日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、取引行21行のジェネラルシンジケーション方式によるシンジケートローン契約を締結しております。なお、2023年10月20日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

2027年3月期末日：75,819百万円

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金10,000百万円であります。

5. 連結損益計算書に関する注記

1) 売上原価（完成工事原価）に含まれる工事損失引当金繰入額 1,326百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	162,673,321	—	—	162,673,321

2) 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,190	14.00	2023年3月31日	2023年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会(予定)	普通株式	2,193	利 益 剰余金	14.00	2024年3月31日	2024年6月28日

7. 金融商品に関する注記

1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債の発行により資金を調達しております。また、デリバティブについては、金利変動リスクを軽減するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信・債権管理プログラムに沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金及び社債の使途は主として運転資金であり、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理し、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブ取引については、社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(*3) 参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 受取手形・完成工事未収入金等	57,093	57,078	△14
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,546	1,546	－
(3) 支払手形・工事未払金等	(89,203)	(89,203)	－
(4) 電子記録債務	(39,119)	(39,119)	－
(5) 短期借入金	(21,221)	(21,170)	△51
(6) 社債	(10,000)	(9,877)	△122
(7) 長期借入金	(48,995)	(45,204)	△3,790
(8) デリバティブ取引	(1)	(1)	－

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 「現金預金」については、現金であること及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3) 市場価格のない株式等は「(2)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	3,940

3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 株式	1,546	—	—	1,546
資産計	1,546	—	—	1,546
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	—	1	—	1
負債計	—	1	—	1

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形・完成工事未収入金等	—	57,078	—	57,078
資産計	—	57,078	—	57,078
支払手形・工事未払金等	—	89,203	—	89,203
電子記録債務	—	39,119	—	39,119
短期借入金	—	21,170	—	21,170
社債	—	9,877	—	9,877
長期借入金	—	45,204	—	45,204
負債計	—	204,576	—	204,576

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

支払手形・工事未払金等、電子記録債務

これらの時価は、そのほとんどが 1 年以内に決済されるため、帳簿価額によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

短期借入金

短期借入金に含まれる 1 年以内返済予定の長期借入金に関しては、長期借入金と同様な方法にて時価を算定しています。また、その他の短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル 2 の時価に分類しています。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定しております。社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。金利スワップの特例処理の対象とされている変動金利による長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、取引先金融機関から提示された価格によっており、レベル 2 の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

8. 収益認識に関する注記

1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 報告セグメントごとの収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	土木工事	建築工事	計		
日本	171,497	202,516	374,013	427	374,440
アジア	41,238	56,648	97,887	－	97,887
その他	1,802	3,273	5,075	－	5,075
顧客との契約から生じる収益	214,537	262,437	476,975	427	477,403
その他の収益	867	1,217	2,085	－	2,085
外部顧客への売上高	215,405	263,655	479,061	427	479,488

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電事業及び保険代理店業を含んでおります。

2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、土木工事及び建築工事を主な事業の内容としており、国内及び海外の顧客に対して、工事の設計、施工並びにこれらに係る事業を行っております。

土木工事及び建築工事においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、工事の完成・引渡しを履行義務と識別しており、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、契約の初期段階にあるものを除き、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

工事契約については、スライド条項（全体スライド・単品スライド・インフレスライド）や遅延損害金に関する条項が含まれているものがあり、変動対価が含まれております。変動対価の見積りは、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法により算定しております。

工事契約に関する取引の対価は、履行義務の充足後、概ね1年以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合があります。）しておりますが、履行義務の充足時点と顧客が対価の支払を行う時点との間の期間が長期にわたると予想され、関連する市場金利が相当程度高く、金融要素に対する影響が大きいと考えられる場合、重要な金融要素を含んでいると判断し、当該顧客との契約に基づく債権について、金融要素の調整を行っております。

3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	90,777
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	57,093
契約資産（期首残高）	124,443
契約資産（期末残高）	135,598
契約負債（期首残高）	35,262
契約負債（期末残高）	35,847

契約資産は、顧客との工事契約について期末日時点で完了しているが未請求の工事の完成・引渡しに係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事に関する対価は、工事契約の支払条項に従い請求・受領しております。

契約負債は、主に、工事契約の支払条項に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、26,476百万円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は、4,300百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社において、当連結会計年度末で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
未充足の履行義務に配分した取引価格の総額	749,657

未充足の履行義務に配分した取引価格は、連結会計年度末日現在、当社及び連結子会社が受注済みの契約の取引価格のうち、同日現在において履行義務が充足していないため収益を認識していない取引価格の総額であります。当該取引価格については、履行義務の充足につれて、概ね2年以内に収益が計上される見込であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1) 1株当たり純資産額 | 445円33銭 |
| 2) 1株当たり当期純利益 | 25円58銭 |

10. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■計算書類

株主資本等変動計算書

(自 2023年 4 月 1 日)
(至 2024年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式
		そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	
当 期 首 残 高	12,003	293	2,243	31,850	34,094	△3,782
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△2,190	△2,190	△2,190
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立			219	△219	－	－
当 期 純 利 益				4,505	4,505	
自 己 株 式 の 取 得						△1
自 己 株 式 の 処 分		△54				136
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	－	△54	219	2,095	2,314	134
当 期 末 残 高	12,003	238	2,462	33,946	36,409	△3,647

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	△2,180	△40	△2,220	40,388
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△2,190
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立				－
当 期 純 利 益				4,505
自 己 株 式 の 取 得				△1
自 己 株 式 の 処 分				81
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	2,792	38	2,831	2,831
当 期 変 動 額 合 計	2,792	38	2,831	5,226
当 期 末 残 高	612	△1	610	45,614

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1) 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法

材料貯蔵品……………総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用）

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用）

(3) リース資産……………

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金……………

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

(3) 工事損失引当金……………

当事業年度末手持ち工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

- (4) 偶発損失引当金……………当社施工の横浜市所在マンションの杭工事不具合に対し、工事請負契約における瑕疵担保責任に基づき元請業者として負担すべき費用について合理的に算定し、必要と判断した金額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社は、土木工事及び建築工事を主な事業の内容としており、国内及び海外の顧客に対して、工事の設計、施工並びにこれらに関係する事業を行っております。

土木工事及び建築工事においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、工事の完成・引渡しを履行義務と識別しており、履行義務の充足時点については一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、契約の初期段階にあるものを除き、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

(2) 退職給付会計にかかる会計処理

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 建設工事の共同企業体（JV）に係る会計処理の方法

主として構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

損益計算書関係

前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外費用」の「訴訟関連費用」については、金額が僅少となったため、当事業年度においては、「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

1) 偶発損失引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

偶発損失引当金

2,159百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当社施工の横浜市所在マンションの杭工事不具合に対し、工事請負契約における瑕疵担保責任に基づき元請業者として負担すべき費用について合理的に算定し、必要と判断した金額を計上しております。なお、2017年11月28日付にて、本件マンションの発注者の1社である三井不動産レジデンシャル株式会社（以下、「レジデンシャル社」といいます。）が提起した、本件マンション全棟の建替え費用等の合計約459億円（その後2018年7月11日付にて約510億円に増額、2022年9月30日付にて約510億円から約506億円に減額）を当社並びに杭施工会社2社に対し求償する訴訟については、レジデンシャル社の請求は、根拠、理由を欠くものであると考えており、引き続き裁判において、当社の主張を適切に展開してまいります。本裁判の結果次第では、負担費用の見積りの見直しにより、当社の業績を変動させる可能性があります。

2) 工事契約等における収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約等の売上高

309,534百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約等において、一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識する方法により完成工事高を計上しております。

計上にあたっては、工事収益総額及び工事原価総額を合理的に見積る必要があります。発注者との交渉の状況によって工事収益総額が変動した場合や、想定していなかった原価の発生等により工事原価総額が変動した場合は、完成工事高及び完成工事原価が影響を受け、当社の業績を変動させる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 借入金等に対する担保に供している資産

建物・構築物	1,250百万円
土地	1,518
関係会社株式・関係会社出資金	369
計	<u>3,138</u>

(2) 担保に係る債務 ー百万円

2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,787百万円

3) 保証債務

下記の会社の銀行借入金等に対して保証を行っております。

SMCCウタマインドネシア	2,695百万円
SMCCタイランド	2,134
SMCCオーバーシーズシンガポール	1,549
(株)堺スクールランチパートナーズ (注1)	819
SMC商事(株)	440
(株)SOYOKAZE (注2)	379
SMCCマレーシア	319
Antara Koh Private Limited	133
幌延ジオフロンティア第3期PFI(株) (注1)	96
計	<u>8,569</u>

(注1) 当社の関連会社である(株)堺スクールランチパートナーズ (特別目的会社)、及び幌延ジオフロンティア第3期PFI(株) (特別目的会社) は、それぞれ保証機関と履行保証保険契約を締結しており、当該契約に基づき求償請求された場合に負担する求償債務に対して当社が連帯保証を行っています。

(注2) (株)アメニティーライフは、2023年10月1日付で(株)SOYOKAZEを存続会社とする吸収合併により消滅し、当社は(株)SOYOKAZEの入居一時金返還債務に対して保証を行っています。

4) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、事業年度の末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	1百万円
電子記録債権	5

5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	19,095百万円
長期金銭債権	5,847
短期金銭債務	17,518

6) 未成工事支出金及び工事損失引当金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額

0百万円

7) 財務制限条項

- (1) 当社は、2016年3月31日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行（その後2023年5月25日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行に変更）によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2016年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2014年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

但し、当該純資産の判定においては、2016年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び費用の影響は控除して純資産を計算するものとする。

なお、コミットメントライン契約の契約極度額は15,000百万円（前事業年度は20,000百万円）であり、当事業年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

- (2) 当社は、2018年3月30日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行（その後2024年3月26日付で既存取引行6行に変更）によるコミット型シンジケートローン契約を締結しております。なお、2023年10月20日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

2027年3月期末日：75,819百万円

2028年3月期末日：81,561百万円

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入限度額は9,000百万円（前事業年度は10,000百万円）であり、当事業年度末においては、本契約に基づく借入実行残高は長期借入金9,000百万円であります。

- (3) 当社は、2019年12月26日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行10行によるコミット型シンジケートローン契約を締結しております。なお、2023年10月20日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

2027年3月期末日：75,819百万円

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入限度額は10,000百万円であり、当事業年度末において、本契約に基づく借入実行残高は長期借入金10,000百万円であります。

- (4) 当社は、2020年6月25日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、取引行25行のジェネラルシンジケーション方式によるコミット型シンジケートローン契約を締結しております。なお、2023年10月20日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、66,226百万円以上に維持すること。

但し、本項での2024年3月期末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2024年3月期末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入限度額は15,000百万円であり、当事業年度末において、本契約に基づく借入実行残高は1年以内返済予定の長期借入金15,000百万円であります。

- (5) 当社は、2020年9月29日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行によるシンジケートローン契約を締結しております。なお、2023年10月20日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及び2025年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当事業年度末においては、長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）265百万円であります。

- (6) 当社は、2021年3月29日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるシンジケートローン契約を締結しております。なお、2023年10月20日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当事業年度末においては、長期借入金10,000百万円であります。

- (7) 当社は、2022年3月28日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行8行によるシンジケートローン契約を締結しております。なお、2023年10月20日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

2027年3月期末日：75,819百万円

2028年3月期末日：81,561百万円

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当事業年度末においては、長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）10,000百万円であります。

- (8) 当社は、2022年3月28日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行によるコミット型シンジケートローン契約を締結しております。なお、2023年10月20日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入限度額は7,000百万円であり、当事業年度末においては、本契約に基づく借入実行残高は長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）5,600百万円であります。

- (9) 当社は、2022年5月24日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、2023年9月26日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2023年3月期第2四半期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2022年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

但し、本号での純資産の判定においては、2016年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び損失の影響は控除して純資産を計算する。

- ② 2024年3月期末日及びそれ以降に到来する各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本号での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年9月26日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

2027年3月期末日：75,819百万円

2028年3月期末日：81,561百万円

なお、コミットメントライン契約の契約極度額は27,200百万円（前事業年度は30,000百万円）であり、当事業年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

(10) 当社は、2022年6月27日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、2023年9月26日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2023年3月期第2四半期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2022年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

但し、本号での純資産の判定においては、2016年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び損失の影響は控除して純資産を計算する。

- ② 2024年3月期末日及びそれ以降に到来する各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本号での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年9月26日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円
2025年3月期末日：66,226百万円
2026年3月期末日：68,961百万円
2027年3月期末日：75,819百万円
2028年3月期末日：81,561百万円

なお、コミットメントライン契約の契約極度額は20,000百万円であり、当事業年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

(11) 当社は、2022年9月27日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、取引行21行のジェネラルシンジケーション方式によるシンジケートローン契約を締結しております。なお、2023年10月20日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円
2025年3月期末日：66,226百万円
2026年3月期末日：68,961百万円
2027年3月期末日：75,819百万円

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当事業年度末においては、長期借入金10,000百万円であります。

5. 損益計算書に関する注記

1) 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額	610百万円
2) 関係会社との取引高	
関係会社に対する売上高	209百万円
関係会社からの仕入高	40,840
関係会社からの営業外収益	3,755
関係会社に対する営業外費用	183

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	6,180,515	3,778	222,783	5,961,510

(変動事由の概要)

普通株式の増加は、単元未満株式の買取り3,778株によるものであります。

普通株式の減少は、単元未満株式の買増請求による売渡し316株、2023年7月14日開催の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分222,467株によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金否認額	3,770百万円
税務上の繰越欠損金	1,991
未払債務否認額	2,027
貸倒引当金繰入限度超過額	1,145
関係会社株式評価損否認額	1,004
完成工事補償引当金否認額	106
工事損失引当金否認額	10,032
その他	909

繰延税金資産小計 20,988

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 $\Delta 1,991$

将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額 $\Delta 14,343$

評価性引当額小計 $\Delta 16,335$

繰延税金資産合計 4,653

繰延税金負債

Δ 270

 資産除去債務に対応する除去費用 $\Delta 23$

繰延税金負債合計 $\Delta 293$

繰延税金資産の純額 4,359

法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.6%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	7.7
永久に益金に算入されない項目	△16.1
住民税均等割等	2.7
評価性引当額の増減	△15.6
通算税効果額	5.8
その他	1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.6

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事 業 の 内 容	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関連当事者 との 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (注6)	科 目	期末残高 (注6)
子会社	ドーピー 建設工業(株)	北海道 札幌市	300	建設業、コン クリート 2次製品製 造・販売	所有 直接100%	建設工事の 発注 資金貸付	建設工事の 発注 (注1) 資金貸付 (注2) 利息の受取	197 5,700 95	工事未払金 貸付金	430 7,650
子会社	三井住友建 設鉄構エン 지니어リン グ(株)	千葉県 千葉市	400	建設業	所有 直接100%	建設工事の 発注 資金貸付	建設工事の 発注 (注1) 資金貸付 (注2) 利息の受取	5 7,500 57	工事未払金 貸付金	18 7,500
子会社	SMC商事(株)	東京都 中央区	100	建設資材 販売他	所有 直接100%	建設資材等 購入 資金貸付 及び保証 資金借入	建設資材等の 購入 (注1) 資金貸付 (注3) 債務保証 (注4) 資金借入 (注5) 利息の支払	22,752 77 440 10,052 136	電子記録債務 工事未払金	4,689 5,985

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 製品及び建設資材等の購入価格については、見積の提示を受け、市場価格を勘案し、交渉により決定しております。
- (注2) 資金貸付の金利については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注3) 資金貸付の金利については、無利息としております。
- (注4) 債務保証については、仕入先への仕入債務に対して保証しております。
- (注5) 資金借入の取引金額は、資金の借入返済が反復的に行われているため、期中の平均残高を表示しております。
また、資金借入の金利については、市場金利を勘案して決定されております。
- (注6) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1) 1株当たり純資産額 | 291円07銭 |
| 2) 1株当たり当期純利益 | 28円76銭 |

11. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。